

部活動推進計画

I 全体計画

1 部活動の意義

本校における部活動は、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、人間形成に資するものとする。

2 部活動のねらい

- (1) 自らの目標に向かってたゆまず工夫し、主体的に努力するところに喜びを感じ、粘り強く最後までやり遂げる意志の強い生徒を育てる。
- (2) 決まりを守り、礼儀正しく自主的に活動する中で、より有意義な学校生活を送ることのできる生徒を育てる。
- (3) 体力・技能の向上を図り、常に健康安全に気を配ることのできる生徒を育てる。
- (4) 上級生と下級生が心をつなげて活動し、チームの一員として協力、責任、公正などの態度を養い、望ましい人間関係を築いていこうとする生徒を育てる。
- (5) 1日の生活で、時間の使い方や過ごし方を工夫することができる生徒を育てる。
- (6) 生涯を通じて余暇を利用し、生活を豊かにすることのできる生徒を育てる。

3 部設置について

- (1) 現在、設置の認められている部〔16の部活〕

※は新規の募集を停止とする

1	男子バスケットボール	8	男子バドミントン	15	吹奏楽
2	女子バスケットボール	9	女子バドミントン	16	美術
3	男子バレーボール	10	女子ハンドボール		
4	女子バレーボール	11	女子ソフトテニス		
5	軟式野球	12	女子テニス		
6	男子サッカー	13	陸上競技		
7	女子サッカー	14	空手道※		

※ 駅伝は、期間限定で選手を選抜し組織するものとする。(8月下旬～大会)

※ 外部で活動している中体連個人競技に関しては学校から参加できる。

※ 部活動設置の適正化を進めていく。

- (2) 部活動、同好会の設置条件及び昇格、廃部について

- ① 本校の教職員数、施設設備等を考慮の上、無理のない範囲で設置する。
- ② 部員数とその種目等の登録人員に満たない場合は、その設置を認めない。
- ③ 部の新設には、同好会としての活動を1年以上継続し、かつ、その活動状況が部活動としてふさわしく良好な場合に、顧問の申請をもとに顧問会にて昇格を検討し、学校長が昇格を決定する。
- ④ 同好会の新設については顧問会で検討の上、学校長が承認する。
- ⑤ 部活動において、部員数、その種目等の登録人員に満たない場合が常態化し、かつ、今後の改善も望めない場合は顧問会にて降格および廃部を検討し、学校長がこれを決定する。

4 顧問（指導教師）について

- (1) 顧問（指導教師）は原則として本校教諭があたり、教師の興味・関心等を考慮の上、学校長が委嘱する。
- (2) 外部からの指導者（以降外部指導者）の導入については、顧問が指導する上で必要な場合、顧問会での承認後、学校長の許可を得て、学校長が任命（委嘱）する。
 - ※ 短期間の外部指導者については、事前に学校長との面談行う。その後、部顧問会での承認を得て学校長が任命（委嘱）する。

5 活動に関すること

- (1) 部活動は、顧問（指導教師）がつくことを原則とする。
 - ※ 外部指導者のみでの活動は学校内に限る。
- (2) 顧問は部活動の年間活動計画（活動方針及び年間活動予定表）の作成を行う。また、年間活動計画は部活動説明会（入部説明会）時に保護者・生徒へ説明し、資料を配布する。
- (3) 顧問は部活動の月活動計画（月活動予定表）の作成を行う。また、月活動計画は生徒へ配布し、部活動掲示板への掲示を行う。
- (4) 各部の活動時間は、平日 2 時間以内、休日は 3 時間程度とする。（厳守）
- (5) 平日の活動の下校時刻は 4 月～10 月、2 月～3 月「18:00 活動終了」「18:15 完全下校」、11 月～1 月、「17:45 活動終了」「18:00 完全下校」とする。
- (6) 毎週金曜日に部室や活動場所周辺などの清掃（15 分間程度）を行う。また、部顧問は点検を行う。
 - ※ 部室の破損に対する修繕等の経費支出は各部で負担するものとする。
- (7) 早朝練習及び練習時間の延長は認めない。但し、駅伝大会に向けての早朝練習のみ可とする。
- (8) 各部の活動は、原則として週 2 日の休みを入れることとする。平日は 1 日（ノー部活動デー）、休日は土曜日か日曜日のいずれか 1 日を休みとする。ただし、土日が大会等の場合は、平日に振り替えて休みを入れることとする。
 - ※ 平日の休みは基本的に水曜日とする。
- (9) テスト前の部活動はテスト終了日の 1 週間前から活動停止とする。
 - ※ その週に大会がある部に関しては、保護者の承諾を得た後、学校長の許可を得て 1 時間程度活動することができる。（特別例外）
- (10) 長期休業中は、まとまった休養日を入れる。（夏季休業：1 週間程度、冬季休業：年末年始、春季休業：適度）
- (11) 活動場所については、各顧問で活動場所の調整を行う。
- (12) 部活動顧問が不在でも休日の練習ができる仕組み作りを進める。（大会・練習試合を除く）
- (13) 平日の部活動指導を顧問間で分担して行うことで負担の平準化を図る。
- (14) 市教育委員会取組の部活動指導員を積極的に導入していく。

6 顧問会・キャプテン会・部活動集会に関すること

- (1) 適宜部顧問会を行う。（月に一度を目安とし、内容は活動報告やその他連絡事項等）
- (2) キャプテン会は必要に応じて昼休みに行うものとする。（内容：活動報告、その他連絡事項）
- (3) 部活動集会は夏休み、冬休み、春休みなど長期休業前に行うものとする。

7 対外試合・講習会等について

- (1) 対外試合・講習会等は、顧問の承諾を得て、学校長の許可を得て行う。(公印など)
- (2) 対外試合・講習会等は、必ず顧問が引率、指導を行う。
- (3) 対外試合・講習会等へは、顧問・生徒の負担にならないように精選して参加することとする。

8 入部・退部について

- (1) 入、退部は保護者の承諾を得て、所定の用紙を記入し、顧問の許可を得る。
- (2) 顧問の指導に従わない部員は、除籍の処分を受けることがある。

9 部活動中の事故について

- (1) 部活動時は、常に健康管理・安全管理に気を配り、事故が発生しないようにする。
- (2) 万一事故が発生したときは、近くの職員又は職員室へ連絡し、迅速に対応する。
- (3) 治療費に関しては、『独立行政法人日本スポーツ振興センター』で対応する。

10 一般的な注意事項

各部の生徒が常に伊良波中学校の代表であることを忘れずに、言葉遣いや行動、服装などに気をつけ行動できるように指導を行っていく。また、部活動は教育的な活動であることから、休日の活動や校外での活動でも基本的に校則に準じて活動を行う。

- (1) 自転車での登下校を禁止する。また、登下校の際の買い食いを一切禁止する。
- (2) 携帯電話やゲーム機、マンガ、お菓子等、活動に必要な物の所持又は持ち込みを禁止する。
- (3) 体育館、運動場、部室、用具室等の清掃や戸締まりは使用した部で行う。
- (4) 雨天時の運動場の使用は、原則として禁止する。もし、使用して運動場が荒れた場合の復元は、使用した部で行う。
- (5) 宿泊を伴う活動は、保護者会と合同で計画し学校長の許可を得て行うこととする。
- (6) 学校行事・学級活動のある日は、部活動よりも学校行事・学年行事、学級活動を優先する。

11 規定違反について

- (1) 下記の規定違反をした部または個人は、原則として数日間の指導期間を設ける。(活動停止等)指導期間中は顧問の裁量で作業等を行う。

※ 指導は、集団と個人とを分けて行う。

(2) 規定違反事項

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ① 完全下校時刻を守らなかった場合 | ② 周囲に迷惑をかけるような行為があった場合 |
| ③ 活動場所の後かたづけ、戸締まりができていない場合 | |
| ④ 部室の使用が悪かった場合 | ⑤ 服装違反があった場合 |
| ⑥ 顧問の指導に従えない場合 | ⑦ その他違反事項 |

- (3) 規定違反の判断は、顧問会が行う。

Ⅱ 伊良波中学校外部指導者規定

顧問（指導教師）が生徒の指導やより専門的な技術指導のために必要とし、且つ、下記の条件を満たした者が外部指導者として申請され、地区中体連会長の承認（登録）・推薦により県中体連に登録された場合には、沖縄県中学校体育連盟が主催する大会において外部指導者としてベンチ入りを認める。

1 外部指導者の資格

- （１）技術はもとより、教育的識見を備え、年間を通じて本校生徒の指導に当たれる成人であること。
- （２）あくまでも、補助的な役割を果たすものであり、指導方針・内容・時間等については校長・教員の指導方針に従うこと。
- （３）部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等の行為を一切行わないと厳守できる者であること。
また、過去に部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、校長から指導措置を受けていない者であることとする。

2 登録するにあたっての留意事項

県への登録は２名までとし、ベンチ入りできる人数は登録された者の中から１名のみとする。また、学校間にまたがる二重登録はできない。県への登録は５月と９月の年２回となっている。

3 確認事項

- （１）登録においては、部顧問会が承認し、校長に委嘱され、県中体連への登録とする。
- （２）指導においては、あくまでも補助的な役割を果たすものであり、校長・顧問の方針に従うこと。
- （３）生徒に学級・学校行事がある場合は、必ずそれらを優先させること。
- （４）他校との練習試合等を組む場合、必ず顧問を通すこと。
- （５）テスト休みの場合には、部活動を確実に停止し、学業に専念させる。
- （６）伊良波中学校部活動規定に基づき、部活動を運営すること。
- （７）規定外に関する内容等については、学校長の判断に従うこと。

4 任期について

本規定は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

Ⅲ 部室使用規定

1 貸与

- （１）各部の活動の充実と円滑な運営のために部室借用希望の部に部室を貸与する。
- （２）部室を貸与された部は、「部室使用規定」を厳守すること。

2 貸与期間

- （１）貸与期間は、１年とする。
- （２）貸与の決定は、顧問会で審議し校長が行う。
- （３）年度ごとに部室の変更を行う。

3 使用目的

- (1) 部室は、部活動に必要な道具・備品の保管場所として使用すること。
- (2) 私物または、(1) 以外の物は置いてはならない。
- (3) 部室は、部員の着替え場所として使用すること。(部員以外の入室は禁止する。)
- (4) 休養及びミーティングの場としての使用は認めない。

4 使用時間

- (1) 使用時間は部活動時とする。(授業時間、休み時間の入室及び使用は認めない。)
- (2) 休日及び長期休業中に関しては、顧問の指導のもと使用することができる。

5 鍵の管理

鍵は活動上必要に応じて職員室で許可を得て借り、活動終了後直ちに職員室の所定場所に返却する。

6 清掃・整理整頓

- (1) 部室内及び部室周辺は、借用している部で責任をもって常に清掃する。
※ 毎週1回は部室の清掃を行うこと。また、毎月部活動担当又は部顧問が部室点検を行う。
- (2) 活動上必要のない掲示物は禁止する。(窓ガラスには何も貼らず、中の様子がわかるようにしておく。)
- (3) 部室内は常に整理整頓すること。

7 戸締まり・消灯

部室使用後は、責任をもって戸締まり・消灯・施錠する。
顧問は戸締り、鍵の管理、指導を行う。

8 破損

- (1) 施設・備品等を破損、汚損等した場合は、速やかに部顧問へ届け出ること。
- (2) (1) においては、破損・汚損した者がこれを修復または弁償すること。

9 その他

部室内での飲食は禁止する。

10 罰則規定

上記条項に違反したときは、顧問会及び校長の名で直ちに部室の使用を禁止する。場合によっては返却を命じる。

11 改定

「部室使用規定」の改定は、必要に応じて顧問会で審議改定し、校長の名で知らせる。